



Title	医療法人の倒産と理事の責任 : 病院倒産の増加が投げかけた一問題
Author(s)	佐藤, 鉄男; SATO, Tethuo
Citation	北大法学論集, 39(5-6上), 175-199
Issue Date	1989-08-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16655
Type	departmental bulletin paper
File Information	39(5-6)1_p175-199.pdf



医療法人の倒産と理事の責任

——病院倒産の増加が投げかけた一問題——

目次

- 一 問題提起
- 二 検討材料となる裁判例の紹介と分析
- 三 理事の不法行為責任
- 四 医療法人の理事の責任のあり方
- 五 結語

佐藤鉄男

一 問題提起

医師過剰・医療機関の過剰、医師優遇税制の手直し、医療費抑制策としての健康保険の改正（老人保健の有料化、本人の一割負担）、薬価基準の引下げ、診療報酬の伸び率の低下、等々、医者は儲かるの神話がくずれ、病院・診療所⁽¹⁾の倒産が増え、医療経営は冬の時代を迎えた、と言われている。この病院倒産という現象は、医療事業が営利事業たることを認められず（医療法七条四項、三九条、四二条、五四条）株式会社形態をとりえないがため会社更生・会社整理といった再建手続を利用できないという倒産処理法上の隘路⁽²⁾を筆頭に、様々の波紋を投げかけた。なかでも、「医は仁術」と聖域化されていたこの世界が、一般企業並みの財産と事業能力すなわち算術に支えられざるをえないという現実は、多くの人にショックを与えたはずである。

さて、この病院が倒産した場合、これに対して信用を供与していた債権者の方では、必死の債権回収行為が始まる。これが一般企業の倒産だと、債権回収策の一つとして取締役の個人責任（商法二六六条ノ三第一項）の追及を試みる債権者も多い⁽⁴⁾。そうすると、倒産したのが病院であったとしても、同じような方法を債権者が思いつくのも自然であろう。すなわち、当該病院事業を運営する地位にある者の追及である。その場合、病院が院長の個人開業に成る場合は特に問題がないのであり、ここで考えなければならぬのは、病院が院長等の個人家計と分離して営まれていた場合である。つまり、医療事業といえども、これを個人の家計と切り離して明確な会計処理を行うべく法人形態をとる必要があり、これが認められている。現に、医療法により病院を開設するため設けられた医療法人（医療法三九条以下）の形態をとる病院はかなりの数になる⁽⁵⁾。くわえて、昭和六〇年一二月の医療法改正で、常勤医師一人のいわゆる「一人医療法人」も設立可能になり、医療法人の割合がかなり高まる⁽⁸⁾ことが予想される状況にある。

そこで、倒産した医院が医療法人形態をとっている場合は、その運営の任にあたる役員が、株式会社や有限会社の取締役・監査役に相当するものとして組上に上つてこよう。医療法人の役員として現行医療法（四六条の二）が法定するのは、理事三人以上と監事一人以上である。⁹⁾ところが、医療法人の役員については、商法二六六条ノ三に相当するような責任規定は明文上存在せず準用もされていない。わずかに、医療法人も社団法人又は財団法人の特殊形態であることにより民法規定が準用されるが（医療法六八条）、ここにも勿論、商法二六六条ノ三のような規定は存在しない。したがって、医療法人の債権者は、役員個人の財産から満足をうける手段がない、となるのであろうか。

たしかに、商法二六六条ノ三第一項を通説のように、「法は、株式会社が経済社会において重要な地位を占めていること、しかも株式会社の活動はその機関である取締役の職務執行に依存するものであることを考慮して、第三者保護の立場から、……取締役が直接に第三者に対し損害賠償の責に任ずべきことを規定したのである」と、株式会社特有の規定であるとする、安易に他の法人への類推を許すべきでないことにならう。しかし、今日、営利を目的としない医療事業といえども、十分な資産的裏づけと経営的センスを抜きにしては成り立ちえず、否むしろ経済主体としての活動性は株式会社を下回るものではなく、はたして役員責任体制をそれほど異にすべき合理性があるのか疑問が生じてこよう。もつとも、病院の中心人物である院長については、医師としての高度な職業責任、管理者としての責任（医療法一〇条、一五條、四七條）だけでなく、経営者として（医療法四六条の三）の高度な責任をも課すとなれば、¹⁰⁾酷な状況すら生みかねない。ひいては、院長となる医師を萎縮させたり、開業意欲を抑制する事態にもならう。それだけに、過重な責任で、かえって国民の最善の医療機会の妨げとならぬように、医療法人の役員の責任については慎重な検討を要しよう。この問題が争点となった裁判例を素材に考えてみたい。

- (1) 病院と診療所は病床数を基準に(二〇床)医療法上(一条の二)明確に区別されているが、以下の本稿では、区別する必要のない限り、診療所の通称である医院も含め、病院で代表させて使う。
- (2) かかる問題提起に触発され、新堂幸司教授を代表とする病院倒産法研究会が組織された。筆者もその一員として席上で多くのことを勉強させていただいており、本稿は同研究会の成果のささやかな一部たらんことを祈念するものである。なお、本文中、意見にわたる部分は筆者個人の責任に帰すものである。
- (3) 病院倒産の問題点については、河合弘之「病院・医院の倒産の実状と病院更生法の立法の必要性について」ジュリスト八五八号(昭六一)七〇頁、同「病医院倒産の抜本策確立へ——病院更生法の必要高まる」NIKKEI MEDICAL 一九八六年五月一〇日号一二二頁、新堂幸司「倒産病院の更生法」21世紀へ向けての医学と医療第二巻(近刊)所収。
- (4) 商法二六六条ノ三に基づく取締役の個人責任が会社倒産時の債権者救済手段として機能していることは、既に多くの論者が指摘するところであり、筆者もかねて研究を進めている。拙稿「会社の倒産処理と取締役の責任(一)」法協一〇四巻五号(昭六二)七六九頁以下参照。
- (5) 昭和六〇年の医療施設調査概況によれば、施設別の医療法人数は、九、六〇八病院中三、四五〇病院、七八、九二七診療所中八七二診療所、四五、五四〇歯科診療所中五七七歯科診療所となっている。
- (6) 昭和六〇年改正の中心は、一人医療法人の承認のほか、①地域医療計画の推進、②医療法人に対する行政上の監督権の強化ということにある。野島康一「医療法改正の概要と経緯について」自由と正義三七巻四号(昭六一)二四頁。
- (7) 従来、医療法人は病院のほか、医師もしくは歯科医師が常時三人以上勤務する診療所のみにか認められていなかった。
- (8) 一人医療法人の申請は昭和六一年一〇月一日以降受け付けられており、厚生省健康政策局では、近々、全国で二万機関の医療法人化を予想している。医療タイムス社編「厚生省はいま何を考えているか」(昭六一)八六頁。
- (9) この点も昭和六〇年一二月に改正されたところであり、従来は、理事一人以上、監事は任意機関となっていた。これは、役員の員数を少なくする方向で柔軟化の姿勢を示す商法改正と対照的である(商法・有限会社法改正試案二の1及び2参照)。
- (10) この特別法定責任説は、リーディング・ケースである最判昭和四四・一一・二六民集二三巻一一号二、一五〇頁で確定したるものとなっていた。

(11) もっとも、この体制が昭和六〇年一二月改正で明確にされたことに注目すれば、院長の責任の厳格化は意識的ともみられる。

二 検討材料となる裁判例の紹介と分析

病院倒産が増加する中で、遂に、債権者が医療法人の理事の個人責任を追及するという裁判例が登場した。東京地判昭和六一・九・一六判夕六五二号一八六頁II判時一二五四号九三頁がこれである。初めての裁判例ではあるが、決して特異な事情から本件のような訴訟に至ったものではなく、倒産の経過としては典型的とさえ言える事件であった。それゆえ、多くの病院倒産事件に影響を及ぼしうる裁判例でもある。なお、本件は、昭和六〇年の医療法改正前の事件であり、役員に関する規制が現行のと違っているが、議論の性質を大きく変えるものではないと考える。

(一) 事実の概要

医療法人Aの監査役^アで同法人の実質的経営を任せられていたBが振り出した手形が不渡りになった。同手形を割り引き取得したX(原告)は、Aを被告として手形訴訟を提起して勝訴判決を得たがAは倒産しており手形金の回収ができなかったため、Aの理事長であるY₁(被告。Bの母)及び平理事であるY₂(被告。Bの兄)並びに名目的理事であるY₃(被告。Aの元アルバイト医)に対して訴え提起した。すなわち、A法人の理事としてY₁Y₂Y₃はBによる本件手形の振り出しを阻止すべきであったのにこれを怠った義務違反があるとして民法七〇九条、また商法二六六条ノ三の類推適用を根拠として手形金額分の損害賠償を請求したというものである。

ところで、本件手形の振出までには、実は、次のような「病院倒産」が背景としてあったのである。先ず、もともと

A 法人は、 Y_1 の夫であり Y_2 ・Bの父であったCが中心になって昭和四三年一月に設立した医療法人であり、東京都内で医院を経営していたものである。その後、Cが死亡し借金が残ったので Y_1 ら親子は、借金を整理するため右医院を処分し近県S市に分院を開設することにした。そこで、E信用金庫から一億一、五〇〇万円借入れ、同信用金庫所有の建物を借地権つきで九、〇〇〇万円で買い受け、昭和五六年六月から分院の診療を開始した。しかし、当初から経営は不調で同年秋にはもうE信用金庫への返済に窮し始めていた。そして、Bが本件手形を振り出した昭和五七年七月には、別の理事Dが振り出したA法人の手形（融通手形）が、同月四日、二八日と二度の不渡りとなり、A法人は銀行取引停止処分となっていた。さらに、昭和五七年八月・九月に診療報酬の保険金不正請求が発覚し県の監査が及び同年一二月には保険医の指定を取り消されS市分院は閉鎖されるに至った。この閉鎖当時、銀行関係に一億五、〇〇〇万円、その他の債権者に二、〇〇〇万円の負債があり、建物や機械の代金もかなり未払いの上、積極財産はほとんどない状態であった。

(二) 判旨

Y_1 、 Y_2 につき請求を認容したが、 Y_3 については請求棄却。

Y_1 、 Y_2 については、「Aは…親子三人の医療法人であることが認められ、… Y_1 、 Y_2 は理事としてAの財産状態を認識しえたし、認識しなければならぬ立場にあったものと認められる。…本件手形振出時におけるAの財産状態は、…極めて窮迫した状態であったことは明らかで…本件手形は不渡りとなることがほぼ確実で…容易に予測しえた…。 Y_1 、 Y_2 は、…Bが本件手形を振出すのを阻止し、本件手形の取得者の損害発生を防止すべき義務を有していたものといふべきであるが、 Y_1 、 Y_2 は右義務を怠り、Bが本件手形を振出すのを容認した過失があ(り)、… Y_1 、 Y_2 は連帯して本件手形取得によって原告

に発生した損害を賠償する責任を負う。

なお、医療法に商法二六六条の三のような特別規定がない以上、 Y_1 Y_2 の行為に対して商法二六六条の三が類推適用されると解することはできない。」

Y_3 については、「 Y_3 は、名目的な理事にすぎず：役員報酬を受けたことも一度もないこと…：どのような手形を振出すかについて知りうる立場になく、知りえたとしても Y_1 や B の行為を阻止するような影響力を有していなかったこと、などの事実を考慮すれば、 Y_3 に B の本件手形振出を阻止すべき義務があったとは認めがたく…：その責任を認めることはできない。」

(三) 分析

本稿は、右裁判例の批評を試みようとするものではないので、主題に即した分析を行うにとどめるが、本件は多様な問題を抱えていることがわかる。

本件は、財務悪化時において決済見込みのない手形が振り出されたというケースでそれを阻止すべき役員 Y_1 の監視義務違反が問われたものである。このような事実関係だと、法人が会社の場合は、恐らく取締役の第三者に対する個人責任（商法二六六条ノ三、有限会社法三〇条ノ三）の問題として処理されたであろう。そこで、先ず、本件を医療法人という特殊性を抜きに、株式会社・有限会社の例だとして考えてみよう。

周知のとおり、監視義務違反は、取締役責任追及の典型パターンとして非常に多くの裁判例を数える。ただ、一口に監視義務違反といっても、当該取締役の置かれている状況によって判断基準を異にしているようである。くしくも、本件 Y_1 Y_2 Y_3 が、理事長・平理事・名目的理事であるのに対応して、取締役の場合も、代表取締役・平取締役・名目的取

締役とで區別して考えられている。

第一に、代表取締役については、本来、会社を代表して業務執行を行うべき存在である以上、平取締役に経営をまかせきりにしたり、その不当な行為を阻止しなかつた場合は、それだけで監視義務懈怠として責任が認められやすく厳しい結論が出ている。⁽¹³⁾ 第二に、平取締役の場合は、会社の業務執行を監査する地位を占める取締役会の構成員として同様の責任が肯定されることになる。最判昭和四八・五・二二民集二七巻五号六五五頁では、「取締役会に上程された事柄についてだけ監視するにとどまらず、…必要があれば取締役会を招集し…業務執行の適正を期すべし」とされている。そして、第三の名目的取締役についても、同様に監視義務の懈怠を肯定する最判昭和五五・三・一八判時九七一号一〇一頁⁽¹⁴⁾がある。つまり、もともと会社の経営に一切タッチしない名目的存在は法の予定する取締役像ではないはずであり、名目的というだけで有責の根拠となりうるのである。ところが、いずれの立場であれ、監視義務懈怠という「不作為」の態様では、右のような建前に従って責任を肯定する裁判例とは別に、損害の原因となつた他の取締役の行為（たとえば、危機時期の誤認取引とか決済見込みのない手形の振出等）を阻止しうる現実的可能性を考慮して、重過失を、あるいは因果関係を否定するなどの方法で免責する裁判例が下級審レベルでかなりの割合で存在する。これは、信用を供与する債権者にしても恐らくは実質的に経営を行っている取締役の資力・能力を主として当てにしているはずであり、会社が倒産したからといって他の員数揃えの取締役に責任を負わせるのは事案との関係で実質的妥当性を欠くという事情による。⁽¹⁵⁾ 平取締役や名目的取締役にについては、責任否定事例が特に多くなっている。

では、右のような傾向に照らして、本件の Y_1 Y_2 Y_3 はどう判断されたであろうか。本件で経営上の実権を握っていたのは訴外Bであり、恐らく、その母親である理事長 Y_1 は勿論、平理事とはいへ Y_2 も同族経営内の理事として責任は免れ難いところであろう。これに対し、 Y_3 は、全くの部外者で名目的な存在にすぎなく、責任を否定される可能性も十分あり

うると考えられる。ただ、Y₃は一人だけ医師という病院内の専門家であり、微妙な立場とも言える。⁽¹⁶⁾

(12) 筆者は、病院倒産法研究会の一員として、北海道の病院倒産の実態調査を担当、破産の五件、和議の四件を含め、五〇件近くの倒産病院の調査を行ったが、その経験からも本件はごく普通の病院倒産事件と感ずる。なお、実態調査については別途紹介の予定である。

(13) リーディング・ケースである最判昭和四四・一一・二六民集二三卷一一号二、一五〇頁がまさにその例である。

(14) これは、名目的に就任した非常勤の社外取締役の監視義務懈怠を認めたケースである。

(15) もっとも、責任を課すのが酷となる実際の背景を無視できないとしても、このことをストレートに責任否定の根拠とすることは問題も多い。青竹正一「最近の判例にみる名目的取締役の対第三者責任」(初出・昭五五)『続小規模閉鎖会社の法規整』(昭六三)九九頁、特に一二四〜五頁参照。

(16) 当該会社では名目的であっても、会社経営に実績のあるプロであれば、厳しい判断がありうることに對比されたい。

三 理事の不法行為責任

さて、二、で紹介した裁判例では、実は、理事の不法行為責任という形で決着がつけられている。また、商法二六六条ノ三のような規定があくまで特殊なもので安易な類推適用を許さないのだとすれば、一般法である不法行為法による対応を考えておく必要があるだろう。

(一) 決済見込みのない手形振出と不法行為

取締役の第三者責任をめぐる論点の一つに不法行為責任との関係があることでもわかるように、どちらが主位的な請

求原因になるか又は並列的であるかは別にして、商法二六六条ノ三第一項による責任と不法行為責任が選択的に主張される例は稀ではない。とりわけ、危機時期における取込詐欺的事案や、本件のように法人の資力が悪化して苦しまぎれに決済見込みのない手形が振り出された事案など「直接損害型」について見受けられやすい。

本件で、仮にBが被告として責任を追及されていたとしよう。株式会社や有限会社であれば、会社の財産だけで履行の責に任ずるのが原則である以上、会社の財産だけでは到底決済できそうにない手形を会社名義で振り出すことは、取締役期待された行為から大きく逸脱した任務懈怠行為となる可能性が高い。現に、Bは既にA法人が金融機関から融資を受けられない状況の下で急場の経営資金獲得のため振り出した手形で早晩不渡りとなることが容易に予測しえたものと、指摘されているので、恐らくBの個人責任は、商法二六六条ノ三によれば肯定されたであろう⁽¹⁷⁾。では、不法行為責任はどうかであろうか。断定はしにくいのが、Bの軽率さは免れないものの、不法行為責任を認めるだけの違法性があるように思えない。実際、取引に絡む事案について不法行為責任というのはなじみにくいと考えるのであろうか、かなり悪質でないと責任は肯定していかないようである⁽¹⁸⁾。まして、本件の Y_1 Y_2 Y_3 のように、問題となる手形の振出に直接関与していない者について不法行為が成立することは相当に無理と言えよう⁽¹⁹⁾。

したがって、本件においては、決済見込みのない手形を振り出したBについてならばともかく、 Y_1 Y_2 について不法行為責任を認めた結論には理論的には疑問をもつ。むしろ、実世界の感覚は、詐欺的取引や手形振出に関与していない者についての不法行為責任の追及が不自然かつ困難でもあるので、特別規定である商法二六六条ノ三により監視義務をもち出して提訴するところにあるのではないだろうか⁽²⁰⁾。

本件の結論は、文言上は商法二六六条ノ三を医療法人の事案につき類推適用することを否定したにもかかわらず、不法行為の射程を広げ実質的には同条を意識したという印象を拭えない⁽²¹⁾。問題の核心は、やはり同条の類推の如何という

ことになろう。

(二) 公益法人の理事の責任

医療法人は、営利事業性を否定されており、その意味で（積極的に公益を目的とするものではないとはいえ）公益法人の一種である。それゆえ、ここでも公益法人に関して現われた考え方が参考となろう。

民法上、理事の責任に関する規定としては四四条と七〇条の二カ条が存在する。しかし、法人の不法行為能力に関する民法四四条からは、法人がこれにより不法行為を負う場合に、機関である理事も個人的に責任を問われうるとい一般的可能性以上のことは出てこない。また、七〇条により、債務超過発生後の破産申立義務を怠ったことによる損害賠償が導かれ、法人の倒産時に理事を追及する途を開いているが、自己資本比率が低く債務超過が実務で破産原因（破産法一二七条）として機能していかない⁽²⁴⁾が国では、あまり広い活用を望めそうにない。となると、勿論、公益法人の理事が直接の法律関係に立たない第三者に対して責任を負う規定はないし、注釈書でも商法二六六条ノ三の類推は否定されているとみられる⁽²⁵⁾。この点が問題になった裁判例が二つ存在する。

第一は、『社団法人日本通商振興協会』という出版・貿易斡旋を目的とする社団法人の理事に関する○東京地判昭和五五・九・二六判時九九七号一三一頁である。この事件は、同法人の理事の一人が、同法人が種子島に石油備蓄基地の建設計画をもち日本鋼管もこれに協力する予定であるなどと申し向け、その交渉の過程で原告から二〇〇万円を騙取したというものである。同法人及び当該理事の不法行為責任が認められたのは当然として、他の理事がいかなる責任を負うかである。原告は、「協会の理事は他の理事の行為に熟知し、これを監視抑制し、もって協会が第三者に損害を与えることを防止する注意義務を負う」との主張をしていた。これに対し、裁判所は、「商法二六六条ノ三のような特別規定がな

以上原告主張のように解する法律上の根拠はなく、民法上の法人の理事は、他の理事が第三者に損害を与えることを認識し若しくは認識し得べきであったのにこれを抑止しなかつた場合にのみ過失責任を問われることがあるにすぎない」と判示した。すなわち、民法上の法人の理事に商法二六六条ノ三で問題になるような監視義務はないとしており、この点で前述の医療法人の先例ともいふべき存在と言える。しかも、この事件では、たとえ商法二六六条ノ三のような規定がなくても、過失責任成立の一般的可能性は否定しておらず、この点でも医療法人の例につながる。結論を異にしたのは、この社団法人の理事達が名目的存在で、詐術を用いた理事と親族関係にあるわけでもなく、阻止する現実的可能性がなかつたこと等が考えられるが、特に述べられていない。⁽²⁶⁾

さて、第二は、『社団法人日本民宿組合中央会』という民宿を指導育成する厚生大臣の許可を得て設立された社団法人の理事に関する○東京地判昭和六〇・一一・一五判時一一八三号一〇八頁である。この事件は、同法人の財産状態は悪化していたにもかかわらず（後に破産宣告を受けている）、理事の一人（訴外）が原告から一、七七五万円相当の商品を代金支払の意思と能力を装って納入させたという、取込詐欺的ケースである。この事件では、原告はまさに商法二六六条ノ三の類推適用による損害賠償を請求していた。○事件と同様、これを否定したものであるが、きわめて興味深い内容の理由を詳細に示しており、注目できる。すなわち、先ず、商法二六六条ノ三のリーディング・ケースである昭和四四年最判を引用し同条があくまで株式会社特有のものであることを述べ、続けて、「公益社団法人はその性質上その経済社会における地位の重要性については、株式会社及ぶべくもないこと、…運営については、…主務官庁が（設立その他で監督する関係にある…カッコ内筆者）点からすれば公益社団法人の業務の運営が株式会社における取締役のごとくに理事のみに依存しているとは認め難いこと、また、右事情からして、株式会社の場合ほどに第三者保護の必要性は認め難いこと、さらには、法は株式会社の取締役以外の取締役あるいは理事に、商法二六六条ノ三と同様の責任を負わ

せる場合には各法令に個別に規定している…と考えられることからすれば、公益社団法人における理事の個人責任について、民法四四条二項に規定する以上に商法二六六条ノ三と同趣旨の責任を負わせるのは相当でない」と判示している。とりわけ、主務官庁の監督権限との関係で公益法人の理事と株式会社の取締役の立場を区別している点は、大きなポイントと言えよう。

実際、準則主義をとり法定の要件を満たせば設立が承認され主務官庁の監督もほとんどない営利法人⁽²⁷⁾と、許可主義又は認可主義⁽²⁸⁾をとり主務官庁の監督・指導が予定される公益法人とでは、その機関の活動に依存する度合は同じではなからう。ただ、公益法人に対する主務官庁の監督の実情を考慮する必要があると言わなければならない⁽²⁹⁾。

また、全体の数はともかく、個々の公益法人が個々の株式会社と比べて、経済社会における地位が劣っていると断定できるかは疑問であるし、⁽³⁰⁾第三者保護の必要性が認められないとするのも現実にはマツチしているか問題であろう。さらに、商法二六六条ノ三と同様の責任を負わせる場合に明文の規定を置くケースは別として、ここで問うべきことは、現時点でなお、公益法人とその理事が、これらの規定を有する法人とその取締役なり理事と異質であり類推適用を許されないかであろう。

ともあれ、この⁽³⁰⁾判決は、本稿の主題である「医療法人の倒産と理事の責任」について考える場合の検討事項・方法を示唆してくれるものであり、その貴重な意義を否定するものではない。この示唆をうけ、次の検討に移らう。

(17) 比較的事実関係が似ていて責任が肯定された例として、大阪地判昭和五四・一〇・三〇判時九五四号九一頁、東京地判昭和五七・三・三一判時一〇六一号一一七頁など。

もつとも、このような場合においても、経営判断の範囲内で手形による資金調達として許される限度であるとした東京地判昭和五三・三・二判時九〇九号九五頁もある。

- (18) 詐欺的商法がからむような極端なケースになってこよう。たとえば、大阪地判昭和六〇・三・一八判時一一六三号八九頁判夕五五六号一七一頁(金地金の先物売買)、大阪地判昭和六一・一一・二一判夕六四四号一七〇頁(豊田商事の純金ファミリー証券事件)など。
- (19) 山下友信「支払い見込みのない手形振出と取締役の対第三者責任」上柳遷曆記念『商事法の解釈と展望』(昭五九)二八五頁、特に二八九～二九〇頁参照。
- (20) 山下・前掲論文(注19)二九三頁。なお、このような場合も、監視義務の懈怠として責任を認めるかどうか裁判例は分かれる。肯定したものとして、東京地判昭和五五・一二・一〇下民集三二巻五〇八号七六五頁。否定したものとして、東京地判昭和五六・九・一七判時一〇四四号四三四頁、浦和地判昭和五八・六・二九判時一〇八七号一三〇頁判夕五一〇号二〇一頁。
- (21) 不法行為が成立するのであれば、商法二六六条ノ三を根拠とすべき必然性はなくなるであろう、吉原和志「会社の責任財産の維持と債権者の利益保護(三・完)」法協一〇二巻八号(昭六〇)一五〇〇～一頁参照。
- (22) いわゆる「ああ玉杯に花うけて」事件・大判昭和七・五・二七民集一巻一〇六九頁。
- (23) 会社につき破産申立義務の規定を有するドイツ(Soz AktG, §64 GmbHG)と違い、わが国では会社につきこの種の規定を会社法に置いていない。ただ、これに近い内容の義務を根拠に商法二六六条ノ三の責任を認めた判例がある、東京地判昭和五六・一二・二五判時一〇五一号一四七頁。
- (24) この点を商法の貸借対照表規定との関係で論証するものとして、安藤英義「商法貸借対照表規定の軟化とその要因」一橋論叢七六巻一号(昭五一)四九頁。
- (25) 『旧版注釈民法(2)』(昭四九)二〇八頁(藤原弘道執筆)。
- (26) 先に出た判決である以上やむを得ないが、具体的にどういう場合であれば過失責任が成立すると考えたか、気になる。
- (27) 勿論、営利法人でもその種類によって監督の程度に差異があるのは当然であるが、ここで問題とする株式会社については、こう解してよからう。
- (28) 公益法人は許可主義(民法三四条)。医療法人については認可主義(医療法四四条)。
- (29) 近時、「休眠法人」、公益性の稀薄化など公益法人のイメージ・ダウンが指摘され(森泉章「公益法人法制の現況とありか

た」ジュリスト八七〇号（昭六一一）一五頁）、その指導監督の適正化が要請されるに至っている（橋本哲曙「公益法人の指導監督に関する基準について」ジュリスト八七〇号（昭六一一）二六頁）。

(30) 建前はともかく、公益事業を行うには財産が必要であるし、副業的に収益事業を行うことも否定されておらず、むしろ近時は、公益事業と収益事業の主従が逆転している公益法人が少なくないのが現実である。

(30a) 脱稿後、①判決の評釈、出口正義「公益社団法人の理事と商法二六六条ノ三の類推適用」（商判研）ジュリスト九二六号（平元）一〇六頁に接することができた。

四 医療法人の理事の責任のあり方

医療法人の理事が第三者に対してどのような責任を負うのか。従来、営利目的を禁じられ、公益法人の一種である医療法人について、商法二六六条ノ三のような特別規定の不存在に疑問をもつようなことはほとんどなかったであろう。まさに、病院倒産の増加がもたらした現代的課題である。はたして、今日、商法二六六条ノ三があくまで株式会社に特有の規定であるのか検証を要しよう。

(一) 各種団体役員の特第三者責任

最判昭和四四・一一・二六が、商法二六六条ノ三を、言わば株式会社を取締役に特有な規定であるかの如く説示している。このことは、なによえ物的資本会社である株式会社の取締役が第三者に対して直接責任を負う必要があるのかをこそ明確にするものの、他の法人と比べ株式会社を特殊化しすぎた嫌いがある。すなわち、これと趣旨を同じくする規定は、株式会社以外にも少なからず存在しているのである。同じ物的資本会社として有限会社に規定があるのは当然として（有限会社法三〇条ノ三）、実は、以下の各種の団体について広く同趣旨の規定が定められている。

先ず、裁判例も既に存在し、恐らくは商法二六六条ノ三と区別されることなく同じ解釈がとられている⁽³¹⁾と思われるものとして、中小企業等協同組合（同法三八条ノ二第二項。判例として、最判昭和三四・七・二四民集一三卷八号一一五六頁、東京地判昭和五九・五・七金商七二二号二〇頁）、農業協同組合（同法三一条ノ二第三項。判例として、広島高松江支判昭和四八・三・一六判時七〇三号四七頁、仙台高判昭和五三・四・二一高民集三一卷三三〇四六七頁）、森林組合（同法四六条三項。なお、昭和五三年以前は森林法一〇六条ノ二第三項。判例として、前橋地高崎支判昭和四七・八・二四判時六七九号七四頁）、水産業協同組合（同法三五条ノ二第三項。判例として、福岡高判昭和五五・七・二九判夕四二九号一三二頁）を挙げることができる。事件の内容としても、株式会社・有限会社に関するものと全く変わらない⁽³²⁾。

他に同趣旨規定をもつものを探してみると、事業協同組合・信用協同組合・商工組合等に関して中小企業等協同組合法を準用するものとして、中小企業団体の組織に関する法律（四條、四七條）がある。そのほか、環境衛生同業組合につき、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（三四條二項）、土地改良区につき、土地改良法（一九條ノ二第三項）の規定があり、信用金庫法（三五條二項）・労働金庫法（三七條二項）にも認められる。さらに、保険会社については商法の準用があり（保険業法六〇條で準用される中に二六六條ノ三も含まれる）、商品取引所法にも類似の規定が存在する⁽³³⁾。

ところが、これらの団体と類似の組織であるにもかかわらず、商法二六六條ノ三と同趣旨の規定をもたないものが存在する。つまり、消費生活協同組合や労働組合については同趣旨の規定がない。かえって、この両組合は、理事に関しては民法の規定を準用する扱いになっている（消費生活協同組合法四二條、労働組合法一二條）。たしかに、この二つは、一般国民あるいは労働者といった一番弱い立場にある者を組合員と予定するなど、先に挙げた諸団体と異なる意味合いを読みとれなくもない。しかし、事業主体として相当肥大化したこれら二組合を散見できる今日にあつては、扱いを異

にする根拠も薄れているのではなからうか。また、証券取引所法が類似規定をもたず、この限りで商品取引所法と違っている合理的説明はどこに求められるのであろうか。

さて、それでは、医療法人と最も類似するところの、学校法人・宗教法人・社会福祉法人といった「特別法型公益法人」はどうなっているのであろうか。やはり、医療法人同様、商法二六六条ノ三と同趣旨の規定はなく（私立学校法・宗教法人法・社会福祉事業法）、その意味で、本稿の主題と全く同じ問題が内在していると言える。現に、これら法人としても、いずれも病院経営を行う例があるというにとどまらず、決して倒産から自由ではありえない⁽³⁵⁾。今日、これらが（建前としては）副業的ではあれ営む収益事業の実態は否定すべくもなく、このことを前提に、改めて理事の責任のあり方を考え直す必要があるであろう。

以上、各種の団体がこの問題をどのように扱っているかを通観した。既に明らかなように、商法二六六条ノ三のごとき規定は決して株式会社特有のものではない。のみならず、同趣旨規定の存在状況からみて、この種の規定を置くか否かの絶対的基準は見出されないのである。したがって、他の団体・法人につき、右規定の類推適用を考えることは許されないのではなく、また、立法論を模索することも自然の事理と言えよう。

となると、いよいよ医療法人に的を絞ってこの問題を考える段にならう。

(二) 医療法人と理事

医療事業が巨大化した今日、たとえ個々の医療機関であれ、事業主体として、経済社会での影響力を無視しえないであろう。たとえば、中央社会保険医療協議会の昭和五九年一月調査⁽³⁶⁾によると、平均すると、月当たり、医療法人病院の医療収入は六、一三四万円で医療費用は五、八八七万円、個人立の有床診療所で各々八一八万円と五六九万円、となつ

ており、これだけでも株式会社に見劣りしない。当然、取引相手として、金融関係、薬品業者、建設会社、医療機器関係といった与信者の存在を予定できる。はたして、彼らは、与信先が医療法人であるというだけで、監督官庁の指導監督に安んじ、個々の理事の活動ひいては経営責任といったことを等閑に付しているのであるのか。恐らくそうではあるまい。商法二六六条ノ三がわが国の取引社会で、法人格否認の法理に代替し第三者保護手段としての現実的機能を担ったのには、それなりの事情があつた。⁽³⁷⁾すなわち、わが国の株式会社は有限責任原則を享受するには、あまりにも資本的基盤が脆弱にすぎる上、会社の計算関係の公開性を欠いていた。それゆえ、勢い会社が倒産しそこから満足を受けられない債権者は取締役の個人資産をも責任財産視して追及に走る。医療機関においても、多かれ少なかれ、右のような事情が予想される。そうした中で、医療法人は本来は近代的で合目的な経営体制を確保するため創設された制度なはずであり、⁽³⁸⁾それがどのような具体的法人として予定されているかを吟味することが不可欠となる。⁽³⁹⁾

①医療法人の設立基準 法人として医療事業を行うのに相当の資産を有すべきことは当然であるが(医療法四一条)、どのような規制があるのか。⁽⁴⁰⁾医療法施行規則三〇条の二八は、病院を開設しようとする医療法人につき、資産総額の二〇パーセント以上の自己資本を有することという基準を示している。これにより、ある程度、法人の安定性・継続性は確保されよう。しかし、これは医療法人の最低資本金を定めるといふ性質のものではない。病院といつても相当に格差があるのでやむをえず、⁽⁴¹⁾むしろ規模を問わず統一的規制の可能な右規制も合理的と言えようが、「病院を開設」とあるところに注意を要する。改正後、法人化が奨励されている診療所には、この規制は及んでいない。⁽⁴²⁾ただ、病院であれ診療所であれ、新設の場合は、二カ月分以上の運転資金を有することが望ましいとされている。⁽⁴³⁾

以上により、理事等の個人財産と法人財産を別個のものにする体制が一応は整えられていると言えようが、未だ十分なものと言うほかあるまい。

②医療法人の機関 改正により、原則として、理事三人以上及び監事一人が必置となった。理事数をそれ以下にするには都道府県知事の認可を要する⁽⁴⁴⁾（医療法四六条の二第一項）。このように、一定の員数を要求することは、法人として、その健全な運営をはかる上できわめて合理的な反面、会社での実態が教えるように員数揃えの名目的な存在を防ぎきれないのではないか、気になるところである。

次いで、医療法人を代表しその業務を総理する「理事長」が制度化されるとともに、医師又は歯科医師を理事長に据えるべきこととなった（医療法四六条の三）。また、このこととも関連して、医療法人が医療事業を営むものであることに鑑み、病院・診療所の管理者（同法一〇条により当然医師であるが）を必ず理事に加えるべき旨定められている（同法四七条）。これらにより、当該医療法人の中心人物である医師が院長⇨理事長となった「医療と経営の責任の一致」体制が確立されることになる。⁽⁴⁵⁾これがため、既述のように、このポストに就く医師には多重的な責任が課せられていることになろう。それゆえ、少なくともこの理事長に商法二六六条ノ三のような責任を規定することは酷なようにも思われる。しかし、右の理事長、院長規定にも例外が容認されている点で徹底さに欠ける。すなわち、いずれも知事の認可で、非医師を理事長とし（四六条ノ三第一項ただし書）、管理者を理事に加えないこと（四七条一項ただし書）、が可能である。運用次第ではザル法の危険もある。⁽⁴⁶⁾

その他、機関に関しては、民法規定の準用となるが、医療法人の正常な運営に当たって規定の不備は免れない。したがって、理事会に関する定め等がもつぱら定款に委ねられることになろうが、理事が、理事長の監視等その職務を遂行するルートが不明確なまま責任のみを問われるというのでは片手落ちとなってしまう。もつとも、規定がないから医療法人の理事は責任を負わなくてもよいというものでは勿論なく、どんな法人の理事であれ義務と責任が伴うべきは当然のことである。

③医療法人の指導監督体制 前掲の東京地判昭和六〇・一一・一五によれば、株式会社と公益法人とは、その主務官庁の指導監督体制の違いが強調されている。医療法人も公益法人の一種として主務官庁の監督下にあり、かつ、六〇年改正でこの点の強化があつた。⁽⁴⁷⁾

医療法人については、都道府県知事が原則的な主務官庁であるが、複数の都道府県に病院等を開設する医療法人の場合は厚生大臣が所掌する。⁽⁴⁸⁾ 設立認可の際に、前述の基準で資産要件のチェックを受けるほか、様々の指導監督が規定されている。第一に、「医療法人の業務もしくは会計が法令、知事の処分、定款もしくは寄附行為に違反している疑い」又は「運営が著しく適正を欠く疑い」に基づき、立入検査権限が主務官庁に与えられている(医療法六三条)。これにより、少なくとも医療事業外行為やそこへの資金流用などが検査されよう。そして第二に、現に、違反・不適正が認められるとき、改善命令・業務停止命令がなされ、役員解任勧告もできることになっている(同法六四条)。さらに窮極的手段として、第三に、法令違反がある場合には、設立認可の取消も行われうる(同法六六条)。なお、この第二、第三の措置に際しては、「都道府県医療審議会」の意見をあらかじめ聴くこととなっている。同審議会も、六〇年改正法で新設されたもので、医師・学識経験者・住民代表等により医療供給体制等重要事項を審議するものと定められている(同法七一条の二)。

建前としては、厳格な指導監督体制が整えられているとも言えるが、問題はその運用如何にあらう。従来の経緯からみて、一般の公益法人に比べても、未だ主務官庁による指導監督は弱いものと解さざるをえない。また、従来から、医療法人は、毎年、都道府県知事に決算の届け出義務がある上(同法五一条)、財産目録・貸借対照表・収支計算書を事務所に備え置き債権者の閲覧に供することとなっているが(同法五二条)、こうした公表資料から医療法人の経営状況をチェックするのは難しいのが現実であると聞いている。⁽⁴⁹⁾

以上から、主務官庁の指導監督といつても決して十分なものではなく、計算の公開も役員の責任法理を決定づけるほどのものではない⁽⁵⁰⁾と考えるほかない。医師の個人会計と病院の会計を分離し近代的経営の第一歩となるはずの医療法人制度であるが、むしろ税務上の利点のみ強調されているかの印象を拭えない。現在の状況下で医療法人を見る限り、事業主体として株式会社にならない上、主務官庁との関係でも大きく異なっていない⁽⁵¹⁾と言つてよいのではなからうか^(51a)。

(31) 否むしろ、最高裁レベルでは、中小企業等協同組合に関して先に判例が出て、商法判例をリードしたともみれる。同旨、近藤弘二・法協七七巻三号(昭三五)三六八頁(最判昭和三四・七・二四民集一三巻八号一一五六頁の評釈)。

(32) これらの事件だけの傾向を云々しても無意味かもしれないが、中小企業等協同組合の事件が、三四年最判で融通手形を振り出した理事は有責・その他は免責、五九年東京地判で免責になったほかは、すべて各組合の理事の監視義務違反を認め有責となっている。

(33) 商品取引所法六〇条の二第二項だけは、法令定款違反につき第三者に対して責任を負うものとなっており、「職務を行うにつき悪意又は重大な過失」とする他の法律と様相を多少異にしている。

(34) とりわけ社会福祉法人病院は相当数存在する。これらは老人ホームと併設されている例も少なくなく、病院倒産の延長上にある。筆者が担当した北海道の実態調査例の中にも社会福祉法人絡みの事件がある(さしあたり、中里憲保「個人病院倒産シンドロームの時代」プレジデント一九八八年二月号二六五頁、北海道新聞昭和六三年九月四日付参照)。

(35) とりわけ、就学人口の頭打ちなどで学校法人の不況が現実化しつつある。たとえば、競売に付された札幌市内の幼稚園(北海道新聞昭和六二年一〇月二九日付)・和議で処理された函館市内の幼稚園(認可決定は官報昭和五九年一月五日)苦小牧市の学校法人(認可決定は官報昭和五七年一月二六日)・和議申立て(北海道新聞昭和五九年五月二三日付)その後の再建の不調に基づく競売申立(北海道新聞昭和六三年一月三日付)と混乱が続く釧路市内の専門学校・幼稚園などを身近で知り得た。なお、「大学倒産時代」DIME昭和六三年二月一八日号一三頁、一九八八年二月二一日付朝日新聞「ウィークエンド経済・構造不況業種幼稚園」、昭和六三年二月一九日付北海道新聞「経営苦募る私立幼稚園」参照。

(36) 中医協・医療経済実態調査・日本医事新報三二四八号(昭六一)一四二頁参照。

- (37) 『新版注釈会社法(6)』(昭六二)三〇一頁(龍田節執筆)。
- (38) 経営の近代化・安定化のため医療機関の医療法人化はきわめて有意義とされている。厚生省・医業経営の近代化・安定化に関する懇談会「報告書」(原稿の複写)(昭和六二年九月二十四日)三頁、一一頁参照。
- (39) 以下、医療法の予定する医療法人像と、商法が又は商法・有限会社法改正試案が予定する会社像を比べることが、取締役の第三者責任規定を前者に類推ないし導入を検討するにつき有益であろう。
- (40) いわゆる最低資本金の問題である。会社法でも、この点の定めがいろいろな所に影響を与える。
- (41) 病床数による病院の最低基準(二〇床)がある以上、最低資本金の発想は不可能ではない。株式会社と有限会社で分けようとしていることに注意。商法・有限会社法改正試案一の20(最低資本金)。
- (42) わずかに、医療法人の土地、建物等は法人が所有するものであることが望ましいとされている、厚生省通達・健政発第四一〇号(昭和六一年六月二六日)第一の1(5)。
- (43) 厚生省通達(注42)第一の1(6)。
- (44) この例外も常勤医が二名以下の診療所に限られるのであり、その場合も理事二人以上置くことが望ましいとされている、厚生省通達(注42)第一の4。
- (45) 改正前、非医師による病院経営に問題が多いことはよく知られていた、保阪正康「病院倒産」(昭六〇)特に七八頁以下。北海道調査でも、自分の会社の資金繰りのために病院を開設したり、資産家の素人が財テクのつもりで開設して、いずれも倒産したケースがある。なお、「医療と経営の責任の一致」が制度化されたものの、今日、医療産業への一般ビジネス資本の参入という既成事実が否定しようがない。それゆえ、六〇年の医療法改正に際して、自由開業医制に抵触する地域医療計画、医療の浄化に役立つ医療法人制度、ということ、医師会にも賛否に隘路があったようである。久塚純一「医療法の改正と社会保障医療」(北九州大学)法政論集一四巻二号(昭六一)一一二頁、特に二一九頁以下。
- (46) 非医師理事長は、前理事長が死亡又は重病のときで子女が医学生であるという場合に配偶者が当面のつなぎ役として就任するようなケース、管理者の理事不就任は、離島に置かれた分院といったケース、を各々予定しているようだが、この通達で示されているにすぎない(厚生省通達(注42)第一の5(2)、第一の6参照)。
- (47) この点が改正の眼目の一つであることについては、多くの医療法人実務書で強調されている。吉本光一「上子秋伸」これ

からの病・医療経営』(昭六二)五八頁、優和公認会計士共同事務所編『わかりやすい一人医療法人』(昭六一)二頁、二九頁、メデイカル・マネジメント研究会『一人医療法人の設立と運営』(昭六三)二七頁。

(48) 医療法六八条の二、医療法施行規則三九条の二(いずれも六〇年改正による)。病院の経営環境が厳しくなるにつれ、生き残り策として病院の系列化・チェーン化が進み多地域病院が増えている現在、これらを監督するのに都道府県単位では不十分となるので、この改正は重要な意味をもつ。なお、チェーン化による病院革命がわが国の風土になじまないことを指摘する見解もある。二木立『医療経済学』(昭六〇)二〇九〜一〇頁。

(49) 病院倒産法研究会の席上、公認会計士、県職員による同旨の発言を聞いた。現に、この点は、最大の病院倒産である山梨勤医協(昭和五八年。和議。負債総額二二六億円)の例からも十分推測できる。

(50) 商法・有限会社法改正試案二の12参照。

(51) もともと、それがゆえ営利目的禁止をはずして病院の株式会社化を容認すべきか否かは、まだ慎重な検討を要しよう。

(51a) 脱稿後、北海道では再び病院倒産が増加する傾向があり、これに絡む主務官庁の立入検査の実例も報じられている。平成元年三月倒産のN病院につき各新聞紙、同五月に経営危機が表面化したS病院につき各新聞紙。

五 結語

本稿のテーマは、近時の病院倒産の増大がもたらしたマイナーな問題にすぎないが、実は医療法人制度の根幹にもかかわる側面を有する。法人である以上、その構成員は勿論、役員とも別個の法人格をなしており、原則として倒産時における責任財産も法人の財産のみが念頭におかれよう。したがって、医療法人の債権者は法人財産からしか債権回収できない。それがため、法律は、医療法人に対して資産要件を課すほか主務官庁の指導監督体制を整えている。しかし、四で検討したように、これらは必ずしも十分なものと言えない。また、医療法人は配当が禁止され(医療法五四条)内部留保が一見増えていく仕組みになっているようにも見えるが、ほかに株式会社と同じ厳格な資本維持の原則は存在して

いない。となると、やはり何らかの形で債権者の保護に資する法的対応は必要と言わねばならぬ。

ところで、この医療法人を実際に動かしているのは、役員として法定される理事及び監事、とりわけ理事である。したがって、医療法人の倒産時に債権者の追及の矛先が彼らに向けられるのもきわめて自然である。特に、その倒産が理事の放漫経営や怠慢に起因する場合、顕著とならう。実際のところ、現在の医療経営を取り巻く環境の悪化というマクロ的要因が病院倒産の増大をもたらしたことは疑いなく、個々の倒産の直接的要因は多く理事等の経営能力の欠如などミクロ的要因に帰せられる。その場合にも、法人格の異別性、商法二六六条ノ三と同趣旨規定の不存在ということで、理事は法人の債権者らに直接に責任を負う可能性がないというのであれば、かえって無責任な医療経営を助調し債権者らの利益を害する結果にならう。不法行為責任を肯定した二の裁判例はむしろ例外で、この種の事案の不法行為による処理が難しく、また好まれない現状では、商法二六六条ノ三の類推又は導入は切実な課題であると考えられる。

もっとも、医療法人の理事が、法人倒産時の保証人的立場に立たされてしまうのも問題である。というのも、現時点の医療法人を見る限り、医師たる院長・理事長と、それ以外の理事の存在態様が違いすぎるからである。もし追及の相手が理事長であるとする、義務と責任が集中する彼の立場では、(恐らくは)こうした責任も覚悟とはいえず、免責の余地は狭まり結果責任に近づく。他方、他の理事は、当該医療法人内で現に常務を処理し又はそのルートが確保されているのであればともかく、医療法の規定だけでは義務内容すら曖昧で、責任追及に際しては形式的な判断しかしようがなく。たとえば、今日の医療事業における経営的要素の重要さに鑑み、経営スタッフとしての事務長の役割を再認識し、これを理事に加えるなどの改正をすれば、同時に、事務長の地位向上とそれに伴う責任体制の確立、医療法人の理事像の具体化にもつながらう。

いずれにせよ、今日、医療法人と一般の株式会社ほとんど傍庭はなく、当面、商法二六六条ノ三と同趣旨の規定は

医療法人にも必要であろう。限られた視野からの考察であるが、本稿の結論としたい。

本稿は、昭和六一・六二・六三年度文部省科学研究費に基づく研究会（代表・新堂幸司教授）の研究分担者としての研究の一部である。